

群馬県観光審議会委員の公募要領

1 公募の趣旨

群馬県観光審議会において、県民の幅広い意見を審議に反映させるため、委員の一部を広く公募する。

2 募集人員

1名

3 応募資格

次の条件を満たす群馬県在住又は在勤・在学の者とする。

- (1) 群馬県の観光振興行政に日頃から関心があり、本県の観光振興施策について建設的な意見や提言ができる者
- (2) 令和7年4月1日現在で年齢が満20歳以上の者
- (3) 年間数回開催される会議に出席できる者
- (4) 国家公務員又は地方公務員ではない者

4 委員の任期

2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

5 報酬等

審議会に出席した場合は、県が定める報酬及び旅費を支給する。

6 応募方法

応募申込書及びレポートを、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法で提出する。
なお、提出された応募申込書及びレポートは返却しない。
応募申込書は県のホームページに掲載する。

7 応募申込書の提出先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課観光政策係
電話：027-226-3382
E-mail：kankouka@pref.gunma.lg.jp

8 応募期限

令和7年2月28日（金）17時まで
※郵送の場合、当日の消印があるものまで有効

9 選考方法

第1次選考として応募申込書及びレポートに基づく書類審査を行い、選考通過者に対し第2次選考として面接審査を行う。

10 決定通知

選考結果については、応募者本人あてに郵送で通知する。

11 その他

- (1) 審議会は、原則として公開で行い、議事録及び会議資料は県のホームページで公表する。
- (2) 応募申込書等の個人情報、選考の目的のみに使用する。